

トドマツ人工林における保残伐施業の実証実験に関する協定書

北海道（以下、「甲」という。）と独立行政法人森林総合研究所北海道支所（以下、「乙」という。）、国立大学法人北海道大学農学部森林科学科（以下、「丙」という。）及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「丁」という。）とは、共同によりトドマツ人工林における保残伐施業の実証実験（以下、「本実験」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本実験は、生物多様性保全や水土保全等の公益的機能の維持増進と効率的な木材生産の両立が可能となるトドマツ人工林における保残伐施業に関する技術の開発及びその技術の普及を目的とする。

（保残伐施業の定義）

第2条 「保残伐施業」とは、主伐時に一部の樹木を残して複雑な森林構造を維持する伐採方法により、皆伐では失われる老齢木、大径木等を確保し、多様な生物の生息地としての機能等を維持する施業をいう。

（本実験の取組内容）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、次の各号に定める本実験の取組を共同で実施する。

（1）実施場所

北海道有林空知管理区225～250林班（赤平市、芦別市、深川市）

（2）実験区配置

トドマツ人工林皆伐区、トドマツ人工林単木保残区、トドマツ人工林群状保残区、広葉樹天然林対照区等の実験区を3セット設定する。

（3）実験スケジュール

各実験区を1セットずつ3年に分けて伐採又は現状保存し、調査する。

（4）施業指針の検討

保残方法と木材生産コスト、生物多様性、水土保全機能との関係を踏まえた人工林保残伐施業技術の指針について検討を行う。

（分担）

第4条 甲、乙、丙及び丁の分担は次の各号のとおりとする。

（1）伐採等の施業の実施は、甲が担当する。

（2）木材生産性調査は、丁が担当する。

（3）水土保全機能調査は、丙及び丁が担当する。

（4）生物多様性保全機能調査のうち、植物調査は、丁が担当する。

（5）生物多様性保全機能調査のうち、鳥類調査は、丙及び丁が担当する。

（6）生物多様性保全機能調査のうち、昆虫調査は、乙が担当する。

（7）丁の担当機関は、森林研究本部林業試験場とする。

（協議会の設置）

第5条 本実験の具体的な取組内容を協議するため、甲、乙、丙及び丁により構成（以下、「構成員」という。）する協議会を設置する。

2 協議会では、次の各号について協議する。

（1）本実験の全体計画に関すること

（2）本実験の調査内容、スケジュールの調整に関すること

（3）実証実験林の設置・管理に関すること

（4）本実験の成果の公表、普及に関すること

（5）構成員以外の本実験への参加に関すること

（6）構成員以外及び構成員相互の調査データの使用に関すること

(7) その他必要と認められること

3 協議会の事務局は甲が行う。

(費用の負担)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本実験において分担する取組に関する費用を負担する。

(成果の取扱い)

第7条 本実験により得られた成果は、原則として共有とし、毎年度、協議会が集約し、構成員に通知するものとする。

2 成果の公表は、甲、乙、丙及び丁が協議して行い、成果を広く一般に公開するとともに、その普及に努めるものとする。ただし、甲、乙、丙及び丁が各分担についてのみ成果を公表する場合は、この限りでない。

(協定の期間)

第8条 本協定の期間は協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本実験には長期間（1伐期、約50年間を目標）の継続調査が必要であることから、本協定の満了までに継続調査に必要な事項の整理と協定の期間の更新に係る協議を行うものとする。

(協定の変更又は中止)

第9条 情勢の変化に伴いこの協定内容の一部を変更し、又は協定を取り消すことが必要になった場合には、その都度協議して定めるものとする。

(この協定にない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して決定する。

附則

この協定は、平成25年5月15日から適用する。

この協定締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印又は署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 5月 15日

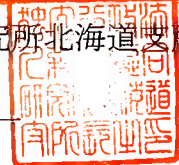
甲 北海道

北海道知事 高橋はるみ



乙 独立行政法人森林総合研究所北海道支所

北海道支所長 牧野 俊一



丙 国立大学法人北海道大学農学部森林科学科

学科長

生方 信

丁 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 丹保 憲仁

